

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチンの 3.2.2、3.2.3、3.2.4 及び 3.2.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。